

① 一般衛生管理のポイント

今取り組んでいる
衛生管理

② 重要管理のポイント

メニューに応じた注意点

①～⑦の管理項目について「なぜ管理が必要か」を理解し、あなたのお店「いつ」「どのように」行うか、「問題がある場合」の対処方法をあらかじめ決めておきます。

衛生管理計画①

- 実施する確認方法をチェックします。(例：☑返品する)
- 実施方法がここにあらかじめ記載された方法と異なる場合は、「その他」欄にその方法を記入します。

1 一般衛生管理のポイント(取扱い全般にわたって必要な、基本となる衛生管理です。)

管理項目	実 施 方 法		
	いつ行うか	どのように行うか	問題がある場合はどうするか
①原材料の受入確認	☑原材料の納入時 □その他 ()	☑外観、におい、包装の状態、表示(期限、保存方法)、品温などを確認する ☑その他(信頼できる取引先から仕入れる)	☑返品する □廃棄する □その他()
②冷蔵・冷凍庫内温度の確認	☑始業前 ☑終業後 □その他 ()	□温度計で庫内温度を確認する (冷蔵:10℃以下、冷凍:-15℃以下) ☑その他(冷蔵庫:4℃以下、冷凍庫:-18℃以下)	□設定温度や原因を確認するなどして、改善する ☑故障が疑われる場合は、修理を依頼する ☑適正な温度を超えていた場合は、食材の状態を確認する □その他()
③交差汚染や二次汚染の防止	☑作業中 □その他 ()	☑器具などの用途別使用を確認する ☑生肉、生魚などの生鮮食材を扱った場合は、使用の都度、まな板、包丁、ボウルなどの器具類を洗浄し、消毒する ☑冷蔵庫内の区分、保管を確認する ☑その他(下処理は開店前に終わらせる)	☑器具などの洗浄・消毒を実施する ☑汚染された食材は、廃棄するか、加熱用として使用する □その他()
④器具などの洗浄・消毒	□使用前 ☑使用の都度 ☑使用后 □その他 ()	☑使用した器具などは、洗浄・消毒する ※消毒方法は「器具・トイレなどの消毒マニュアル(8ページ)」に従う ☑その他(汚れが残っているものを見つけたら、すぐ洗浄する)	☑汚れや洗剤などが残っていた場合は再度洗浄、すすぎ・消毒を行う □その他()
⑤トイレの洗浄・消毒	□始業前 ☑終業後 ☑その他 (1時間ごと)	☑トイレ掃除用の作業着、手袋などを使用し、洗浄・消毒する ☑便座、水洗レバー、手すり、ドアノブなどを消毒する ※消毒方法は「器具・トイレなどの消毒マニュアル(8ページ)」に従う □その他()	☑トイレが汚れていた場合は、洗剤で洗浄し、消毒する □その他()
⑥従事者の健康管理・清潔な作業着の着用など	☑始業前 ☑その他 (作業中)	☑従事者の体調(下痢、おう吐、発熱など)を確認する ☑手の傷の有無を確認する ☑作業着などを確認する ※「従事者の衛生管理マニュアル(8ページ)」に従う ☑その他(身だしなみ、髪の毛などを確認する)	☑医療機関で受診し、食品に触れる作業をしない ☑傷を保護したあとビニール手袋などを装着する ☑清潔な作業着に交換する ☑その他()
⑦衛生的な手洗いの実施	☑トイレの後 ☑調理施設に入る前 ☑盛りつけの前 □作業内容変更時 ☑生肉や生魚などを扱った後 □金銭を触った後 ☑清掃を行った後 □その他 ()	☑専用の手洗い設備で、衛生的な手洗いを実施する ※手洗いは「手洗いマニュアル(8ページ)」に従う ☑その他(トイレの後及び調理場に入る前の手洗いは2度洗い)	☑手洗いの方法やタイミングが不適切な場合は十分な手洗いを実施する □その他(守っていない場合は教育し、翌日までに直させる)
【追加項目】 ⑨ゴミの処分	閉店後	その日のゴミはその日のうちに捨てる	ゴミが翌日まで残っている場合は、原因を調べて改善する

追加項目の例

管理項目①～⑦の他に、営業形態に合わせて新たな項目を追加する場合は、【追加項目】の欄に記入します。

施設・設備の衛生管理(整理・整とん・清掃・洗浄・消毒)	業務の実態に合わせて実施項目を選び、毎日の業務終了後に実施する
ねずみ・昆虫対策	生息状況を定期的に調査し、発生を認めたときは、駆除作業を実施する
廃棄物の取扱い	業務終了後、ゴミ捨てを行い、周囲を清掃する

衛生管理計画②

- 代表的なメニューを「例」のように分類し記入します。(※1)
 - 実施する管理方法や確認方法をチェックします。(例：☑冷蔵庫で保管する)(※2)
- 実施方法がここにあらかじめ記載された方法と異なる場合は、「その他」欄にその方法を記入します。

2 重要管理のポイント(調理や提供に関する衛生管理の方法を、具体的にしたものです。)

	分類	メニュー		管理方法 ※2
		例	代表的なメニュー ※1	
第1グループ	非加熱のもの (冷蔵品を冷たいまま提供)	刺身、すしだね、冷奴、酢の物、 サラダ各種、納豆 他の食品に添えるもの： 大根おろし、ネギ、メンマ、ナルト	つけ合わせ千切りキャベツ つけ合わせトマト 浅漬け	☑野菜は十分に洗浄する ☑冷蔵庫で保管する □冷蔵庫から出したらすぐに提供する □仕入れ品は表示の保存方法に従って保存する □盛りつけ前に手洗いを十分に行う ☑盛りつけなどは素手で触らないようにする □その他()
		肉料理：ステーキ、焼き鳥、しょうが焼 ひき肉料理：ハンバーグ、餃子、 シュウマイ、 ロールキャベツ	とんかつ エビフライ メンチカツ アジフライ	●加熱が十分に行われたことの確認方法 □中心温度計で確認する □火の強さと時間で判断する ☑見た目(外観、肉汁の色)や触感(弾力)で判断する とんかつは切って提供 ☑その他(するときに確認する)
第2グループ	加熱後直ちに提供するもの	揚げ物：唐揚げ、てんぷら、 フライ各種(とんかつ、 メンチカツ、エビフライ、 カキフライ、コロッケ)	みそ汁 白飯	●加熱が十分に行われたことの確認方法 □中心温度計で確認する □火の強さと時間で判断する ☑見た目(外観、肉汁の色)や触感(弾力)で判断する □その他() ●保温状態の確認方法 □保温状態を温蔵庫の温度で判断する ☑見た目(湯気など)で判断する □その他()
		焼き物：焼き魚 炒め物：レバニラ炒め、野菜炒め、 モヤシ炒め 蒸し物：茶碗蒸し		
第3グループ	加熱後冷却し、再加熱して提供するもの	カレー、シチュー、スープ類、ソース、 たれ	カツカレー用カレールー	●加熱及び再加熱が十分に行われたことの確認方法 □中心温度計で確認する □火の強さと時間で判断する ☑見た目(外観、肉汁の色)や触感(弾力)で判断する □その他() ●保冷の確認方法 ☑すぐに冷却し、提供時の再加熱まで冷蔵庫で保管する □冷蔵庫の温度が10℃以下であることを確認する □その他()
		チャーシュー(焼豚) ポテトサラダ※ ゆで卵、おひたし、ゴマ和え すしだね(加熱したもの) ※「ポテトサラダ」のように 非加熱食材が含まれている場合は 「非加熱のもの」と同様の衛生管理 が必要です。	付け合わせのポテトサラダ	●加熱が十分に行われたことの確認方法 □中心温度計で確認する □火の強さと時間で判断する ☑見た目(外観、肉汁の色)や触感(弾力)で判断する □その他() ●冷却の確認方法 ☑冷蔵庫で保管する □冷蔵庫から出したらすぐに提供する □冷蔵庫の温度が10℃以下であることを確認する □その他() ●盛りつけ □盛りつけ前に手洗いを十分に行う ☑盛りつけなどは素手で触らないようにする □その他()

問題があった場合の対応方法

☑廃棄する ☑再加熱する ☑第1グループの場合は加熱用に使う □その他()

手順3 衛生管理計画①・②に基づく記録

- できていれば「○」、十分でない場合は「×」を記入します。
- 「×」をした場合は、その後の対処方法の特記事項にメモします。
- チェックした人は記録者名にサインします。
- 記入した方とは別の方（店主など）が月1回以上確認し、「責任者確認欄」にサインします。

記 録 表										年 月 分		責任者確認欄		印		
一般衛生管理の点検項目										重要管理の点検項目					記録者名	=記入上の注意= ○か×で記入します。 ×の場合は、「特記事項」欄に、その理由と対応を書きます。
点検の目安	① 原材料の受入の確認	② 冷蔵庫内の温度の確認	③ 冷凍庫内の温度の確認	④ 交差（二次）汚染の防止	⑤ 器具などの洗浄・消毒	⑥ トイレの洗浄・消毒	⑦ 従事者の健康管理・清潔な作業着の着用など	⑧ 衛生的な手洗いの実施	⑨ ゴミの処分	非加熱で提供	加熱後直ちに提供	加熱後、高温保管して提供	加熱後冷却し、再加熱して提供	加熱後冷却して提供	特記事項	
	包装の状態など	10℃以下	-15℃以下	用途別使用、冷蔵庫内の区分など	使用した後の器具など	掃除用手段等、便座等の消毒	体調、手指の傷、清潔な作業着	トイレ後、調理前、ゴミを触った後など		下記の操作が正しく行われたか	洗浄・冷蔵・手洗い等	加熱	加熱・高温保管	加熱・冷却・冷蔵・再加熱		加熱・冷却・冷蔵・手洗い
記入例	○	7℃	-20℃	○	○	○	○	×		○	×	○	○	○		●ハンバーグの中が赤かったので再加熱してから提供した ●Aさんがトイレのあと手を洗っていなかったので、直ちに手洗いをさせた
1 ()	○	5	-18	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		4/2 キャベツの盛りつけを素手で行ってしまった。 4/3 豚肉の温度が15℃だったので返品し交換した。
2 ()	○	4	-20	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○		
3 ()	×	5	-17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
4 ()																
5 ()																
6 ()																

- これらの一連の記録は、1年間程度は保管してください。
- 保健所から提示を求められた場合は、「衛生管理計画」と「記録表」を提示してください。

【食品衛生管理ファイルの入手場所】 食品衛生管理ファイルが複数必要な場合、記録表が

足りなくなった場合は、東京都のホームページからもダウンロードできます。



食品衛生の窓

クリック